

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 夜間・休日納付相談

平日や昼間、仕事などで忙しい人は利用してください。
夜間 2月20日(月)・21日(火)・23日(木)・24日(金)いずれも19:30まで
休日 2月26日(日) 10:00~15:00

現在、納期限までに納付している人との公平性・公正性を保つため、法令に基づき差押処分をより一層強化しています。保険料の滞納がある場合は、早めに相談してください。

場・問 保険収納課、保険課
TEL 06-6992-1538、1545、1625



愛の献血にご協力を

時・場
▽2月19日(日) 9:30~13:00 14:00~15:30 佐太小学校
▽24日(金) 10:00~12:00 13:00~16:30 京阪電車守口市駅前
問 健康福祉部・総務課 TEL 06-6992-1570

善意

善意が寄せられました。厚くお礼申し上げます。



【社会福祉のために】
門真小売酒販組合守口部会、守口遊技業組合
【福祉行政の推進のために】
ジホー愛の基金 絆(車椅子1台)

司法書士による 成年後見・相続・遺言の説明会と個別相談会

時 2月18日(土) 午後1時~3時
説明会 午後10時~11時
個別相談会 午前10時~午後4時
場 エナジーホール

【説明会】
(1) 成年後見制度について、後見人ができること、できないこと
(2) 相続・遺言について、思いを実現する遺言書の書き方のイロハ

講 司法書士・宮本輝一氏
個別相談会 午後4時
場 エナジーホール

【個別相談会】
相談員 成年後見センター・リーガルサポート大阪支部会員・司法書士
定 説明会50人、相談会50人
備 市外の人も参加可

申・問 守口市社会福祉協議会
TEL 06-6992-2715
FAX 06-6992-3201
問(公社) 成年後見センター！
小松正人司法書士事務所
TEL 072-867-0909
問 高齢介護課
TEL 06-6992-1610、1613

成年後見制度とは

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などで判断能力が不十分な人は「預貯金や不動産などの財産管理」「介護保険サービス利用」などの契約手続きを自分で行うことができない場合があります。このような人に代わって、本人の財産管理や契約行為を行うなど、本人の権利を守る仕組みが成年後見制度です。

成年後見制度には、「任意後見」「法定後見」があります。

判断能力が不十分になった場合に備えてあらかじめ、本人が誰に、どのような支援を求めようかを契約により決めておく後見制度。
法定後見 判断能力が不十分な人に代わって配偶者や4親等以内の親族などが家庭裁判所への申立てによって家庭裁判所が選任する後見制度。

成年後見制度を利用するには 本人が住んでいる地域の家庭裁判所に後見などの開始審判請求を申し立てます。申し立てができるのは、本人、配

所得税、個人市民税・府民税の障害者控除(要介護認定者)

要介護認定を受けている65歳以上で、障害者または特別障害者に準ずる人は、所得税、個人市民税・府民税の障害者控除の対象になる場合がありますので、問い合わせてください。

問 障害者控除対象者認定申請書は、市ホームページよりダウンロードできます。
注 障害者手帳、療育手帳所持者は、申請する必要はありません。
申・問 高齢介護課
TEL 06-6992-1613

平成28年度「臨時福祉給付金」「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」 2月28日(火)まで受付

2月28日(火)を過ぎたの受け付けはできませんので、申請が済んでいない人は、至急申請してください。

臨時福祉給付金

【給付対象】 平成28年度分市民税(均等割)が課税されていない人
【備】 「高齢者向け給付金」「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の支給対象者も給付対象です。

【注】 市民税(均等割)が課税されている人の扶養親族や生活保護制度の被保護者などは対象外です。また、DV被害により避難している人は、守口市に住民票がなくとも申請を受け付けることができます場合があります。

【給付額】

1人3千円(1回限りの支給)

障害・遺族基礎年金 受給者向け給付金

【給付対象】 平成28年度臨時福祉給付金

の支給対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給(平成28年5月分)している人
【注】 高齢者向け給付金(3万円)を受給した人や市民税(均等割)が課税されている人の扶養親族や生活保護制度の被保護者などは対象外です。

【給付額】

1人3万円(1回限りの支給)

各給付金の共通事項

支給予定日 申請受付後2ヵ月程度
基準日 平成28年1月1日
申請方法 郵送もしくは申請会場で直接
申請期限 2月28日(火)
申請用紙 基準日に守口市の住民基本台帳に記録されている、発送日時時点で支給対象と見込まれる人には平成28年8月末に申請書を送付しています。
なお、受給資格があると見られる人は、基準日に住民票のある市区町村へ確認・申請してください。

申請先 健康福祉部・総務課・臨時福祉給付金担当
申請会場 守口CIDビル

7階(旧守口MIDビル)市役所より東へ約300m
受付日時 平日午前9時~午後5時30分
問 健康福祉部・総務課・臨時福祉給付金担当専用ダイヤル
TEL 0570-200-192
制度概要
問 平日午前9時~午後6時に厚生労働省
TEL 0570-037-192 (全国共通ナビダイヤル)

「臨時福祉給付金」「障害・遺族年金受給者向け給付金」の詐欺などに注意
▽市や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
▽ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
▽市や厚生労働省などの職員が「臨時福祉給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

